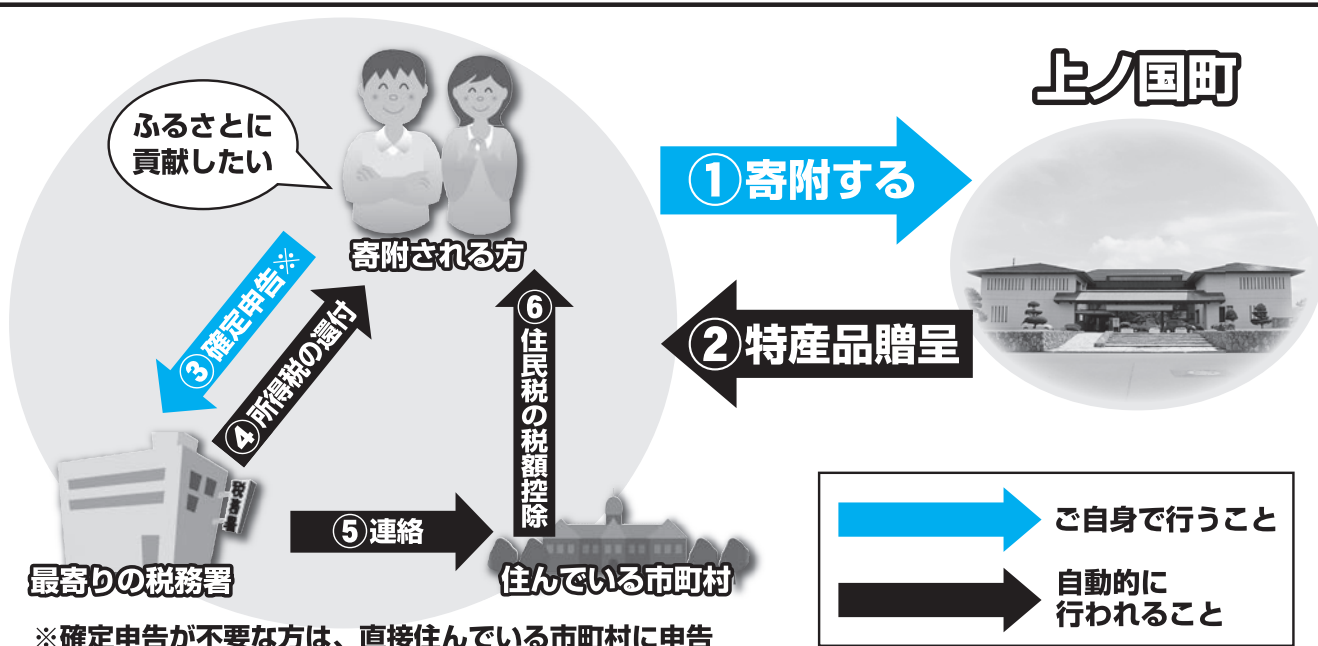


**実質
本人負担
ゼロ円!!**

**ふるさと納税で 所得税の還付
住民税の税額控除 を受けられる仕組み**



寄附金の税軽減例

3万円寄附して、2万8000円が控除されることも!

控除額のモデルケース

〈収入500万円・夫婦子2人・所得税率10%・住民税率10%・3万円寄附〉の場合

①住民税基本控除額 2,800円 計算例 (30,000円-2,000円) ×10%(住民税率)	②住民税特別控除額 22,400円 計算例 (30,000円-2,000円)×(90%-10%(所得税率)) ※住民税所得割の1割を限度	③所得税控除額 2,800円 計算例 (30,000円-2,000円) ×10%(所得税率)
--	--	--

【寄附金控除対象額】①+②+③ = 28,000円

なんと!このほかに、**上ノ国町特産品1万円相当**が贈られ、
実質の個人負担がゼロ円となります。

※特産品は、寄附金額に応じて、1~3万円未満は5,000円相当、3万円以上は1万円相当を贈呈します。

寄附までの具体的な流れ

- 役場財政課または本町ホームページにある申込用紙に必要事項を記入し、窓口またはFAX、ふるさと納税専用メールアドレスからお申し込みください。
FAX: 0139-55-2025 E-mail: kifu@town.kaminokuni.lg.jp
- 申込書が受理されますと、町より払込票が送付されますので、【ゆうちょ銀行】からお振込みください。
- 寄附が確認されますと町より証明書が送付され、希望者には特産品が贈呈されます。
※証明書は確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。